

令和6年7月4日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

飛島建設株式会社 東京都港区港南1-8-15 Wビル 5F

令和6年7月4日～令和6年8月17日（1ヶ月2週）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

栄喜工業株式会社 宮城県仙台市宮城野区燕沢東1-1-10

令和6年7月4日～令和6年8月17日（1ヶ月2週）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である飛島建設(株)、栄喜工業(株)は、令和5年6月20日、東北支社発注の「東北自動車道 豊沢川橋床版取替工事」において、工事用車両が誘導員の誘導無しで後進した結果、一般通行車両への減速案内の注意喚起を行っていた交通監視員が当該工事用車両に轢かれ死亡するという工事関係者事故を発生させた。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

#### 競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上